

# 平成27年度事故防止対策支援推進事業 (社内安全教育の実施に対する支援) 募集要領

## 1. 補助事業の概要

### (1) 補助内容

事故防止コンサルティングの実施に対する支援

### (2) 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合である者（以下「中小企業者等」という。）

（注）中小企業基本法第2条第1項第1号：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

中小企業等協同組合法第3条：中小企業等協同組合（以下「組合」という。）

は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一 の 二 事業協同小組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

### (3) 補助対象となるコンサルティング

国土交通大臣の認定をうけているもの

（具体的な補助対象）

○国土交通大臣が認定したコンサルティングの活用に係る経費

### (4) 補助率

①コンサルティングの活用に必要な経費の1/3とする。(ただし、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てる。)

②補助対象事業者あたりの上限については100万円とする。

#### (5) 補助採択の方針

補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

① 補助対象者が、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定すること

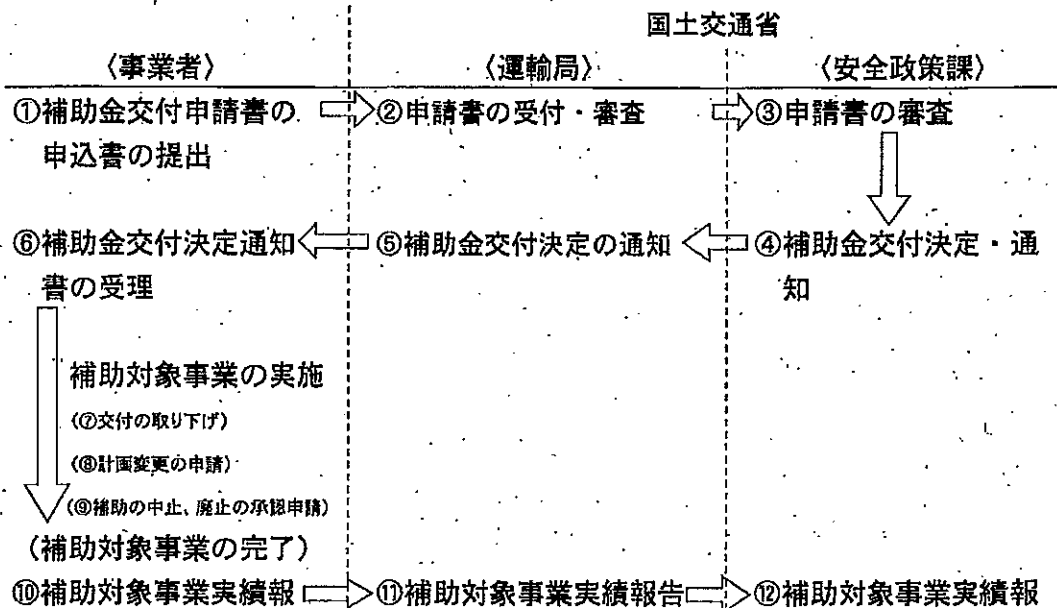
② 補助金交付申請書の提出から契約まで一ヶ月以上の期間があり、かつ、平成28年2月29日までにコンサルティングが完了すること。

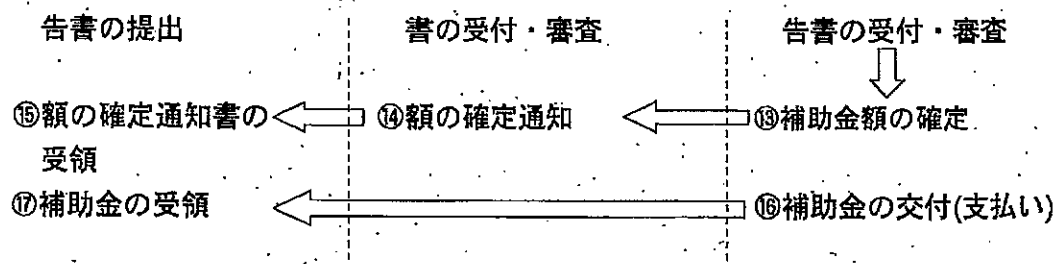
③ 補助事業完了後、国土交通省（国土交通省からの委託を受託した者を含む）より補助事業実施、効果等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的に協力すること。

④ 複数の者が共同して申請をする場合には、当該コンサルティングの費用負担について交付を受けようとする複数の者の間で契約書を交わすこと。

## 2. 補助金交付までの流れ

(フローチャート)





#### ① 補助金交付申請書の提出

補助金の交付申請をしようとする補助対象事業者等（以下「申請者」という。）は、下記の書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局に提出すること。(1)~(4)は5部（2部は地方運輸局等分、3部は国土交通本省分）、(5)~(9)は3部（地方運輸局分及び国土交通本省分）提出すること。詳細はホームページ掲載資料を参照のこと。

- (1) 交付要綱第1号様式（交付申請書）
- (2) 実施要領の別紙7（事業計画書）
- (3) 実施要領の別紙8（事業経費所要額等調書）
- (4) 振込先調書
- (5) 安全マネジメントに関する書類
- (6) 申請者が運送事業を営んでいることを証する書類並びに申請者の資産及び負債に関する書類及び中小企業者等であることを証する書類（旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に掲げる事業報告書の直近事業年度分、等）
- (7) 補助対象経費の基礎となる見積書
- (8) 補助対象経費の基礎となる仕様書
- (9) (申請者が共同して申請する場合)当該コンサルティングの費用負担について交付を受けようとする複数の申請者の間で取り決めた契約書

#### ② 申請書の受付・審査

補助対象事業者から申請書の提出がなされたとき、各地方運輸局において申請書の受付・所用の審査を行ったうえ国土交通省自動車局安全政策課（以下「安全政策課」という。）に進達する。

#### ③ 申請書の審査

各地方運輸局から進達された申請書について安全政策課で所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行う。

#### ④ 補助金交付決定・通知

安全政策課において交付決定を行う場合、適正な交付を行うため必要があると

認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとするほか、交付決定に際して、必要な条件を付すことが出来る。

また、交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容を地方運輸局へ通知するものとする。

⑤ 補助金交付決定の通知

補助金交付決定の通知を受けた地方運輸局は、すみやかに交付申請書の提出のあった申請者へ補助金交付決定の通知をする。

⑥ 補助金交付決定通知書の受理

補助金交付決定通知書を受理した申請者は、補助対象事業を実施する。

⑦ 交付申請の取下げ

補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の決定の内容又はその条件に不服があるときは、補助金の交付決定の通知があった日から20日以内に、交付要綱の別紙第3号様式による自動車事故対策費補助金交付申請取下届出書を提出することで、補助金の申請を取り下げる事が出来る。

⑧ 計画変更の申請

事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、交付要綱第7条2項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ交付要綱の別紙第4号様式による補助対象事業の計画変更承認申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

⑨ 補助の中止、廃止の申請

事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ交付要綱の別紙第5号様式による補助対象事業の中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

⑩ 補助対象事業実績報告書の提出

事業者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は平成28年2月29日のいずれか早い日までに下記の書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局に提出すること。(1)~(3)は5部（2部は地方運輸局等分、3部は国土交通本省分）、(4)~(7)は3部（2部は地方運輸局等分、1部は国土交通本省分）提出すること。詳細はホームページ掲載資料を参照のこと。

(1) 交付要綱第7号様式（実績報告書）

(2) 実施要領の別紙9（実績報告書）

(3) 交付要綱第9号様式（請求書）

(4) 当該コンサルティングによる諸費用を申請者が支出したことを証明する資料

(振込証明書又は通帳等の写し)

- (5) 請求書・領収書の写し
- (6) 事業の実施を証する書類(コンサルティング会社と交わした契約書等)
- (7) 当該コンサルティングに係る報告書

⑪ 補助対象事業実績報告書の受付・審査

申請者から実績報告書の提出がなされたとき、各地方運輸局において申請書の受付、所要の審査を行った後に安全政策課に進達する。

⑫ 補助対象事業実績報告書の受付・審査

各地方運輸局から進達のあった実績報告書等について安全政策課で所用の審査を行い、補助対象事業の成果について交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定をする。

⑬ 補助金額の確定

安全政策課において所要の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、自動車事故対策費補助金の額の確定を、各地方運輸局へ通知するものとする。

⑭ 額の確定通知

額の確定通知を受けた各地方運輸局は、すみやかに当該申請者へ額の確定通知を行うものとする。

### 3. 補助金交付申請書の受付期間

【申請受付期間】

平成27年7月1日～平成27年7月31日

【申請受付場所】

最寄りの各地方運輸局、運輸支局等(沖縄の場合は沖縄総合事務局で受付を行います)(以下「各地方運輸局等」という。)

※同一事業者において複数の営業所が導入を行う場合は、全営業所分を本社営業所が取りまとめたうえ申請すること。また、複数回申請する場合は、必ず初回に提出した各地方運輸局等窓口へ提出すること。

【申請受付時間】

9時～16時

【申請受付方法】

申請受付場所への申請書類持ち込み(郵送は認められませんのでご注意ください)

### 4. 注意事項

- (1) 補助金交付申請状況において、受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切るとし、速やかに公表します。
- (2) 補助金交付申請にあたり、書類の不備があり受付担当者からの指摘を受けた場合には、1週間以内に対応願います。1週間内に対応できない場合には、提出した当該交付申請を一度取り下げた後に書類の不備を補完したうえ、再度、提出して下さい。
- (3) 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合（過年度の補助申請を含む）には、当該交付申請書を取り下げただくとともに、以後の申請を受理しない場合があります。

## 5. 補助金交付申請の窓口

補助金交付申請の問い合わせや受付は、別添に記載している各地方運輸局等窓口にて行っております。